

京都市運動施設の使用手続及び使用料の減免の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第210号

京都市運動施設の使用手続及び使用料の減免の特例に関する規則の一部を改正する規則

京都市運動施設の使用手続及び使用料の減免の特例に関する規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「市長」の右に「(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する運動施設にあっては、当該指定管理者)」を加える。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)